

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) [REDACTED]

「著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限関連】」(37)について意見させて頂きます。

フェアユース規定の創設を要望致します。

その理由を述べさせて頂きますと、
欧米で今、大好評を博している音楽配信サービス「iTunes Music Store」が日本で始まらない理由
は日本の著作権法にはフェアユース規定がないからなのだと思います。

現行の著作権法第1条はこのようになっております。

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

と定めている「文化的所産の公正な利用に留意」と言う文言に根拠を求めて「現行法でもフェアユース的な適用は採り得る」と言う学説も存在するようですが、しかしながら、過去の裁判ではこうした主張はことごとく否定されているばかりか、水も漏らさぬレベルの権利強化が産業界や知的財産戦略推進事務局によって叫ばれ、矢継ぎ早に実行されているにも関わらず権利者が作品を囲い込むばかりではありませんか？

別途改めて、申し上げますけど、例えば、映画の法人著作権が20年延長されたからと言って51～70年前に公開された全ての映画のうち現在でも容易に見られるのはいったい何%あるのでしょうか？アーカイブがすべて見られるならともかく、わが国の著作権はどうも権利の主張ばかりで、強化された分に見合うだけの利便性の高いサービスを提供することもせず、結果的に、市場が先細りとなってしまう悪循環に陥りやすくなっているのです。

特に、日本では明文のフェアユース規定が存在せず司法からもその存在を否定されているにも関わらず、権利の濫用を抑止する機能を果たすべき独占禁止法の第21条においては、

この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

と、自らの手足を縛るが如き無用の規定（米国の中反トラスト諸法やEUの競争法には、これに相当する規定は存在しない）を定めているために、公正取引委員会による著作権が関係する分野への法律の執行は極めて萎縮的であり（2004年8月10日付政府答弁書ではこの見方を否定しているが、過去の事例を見る限り明らかに「萎縮的」と評せざるを得ない）、

それが年を追って増長する一方の産業界による下請け事業者や一般の著作物利用者、流通に対する高圧的態度のバツクボーンになっていると言う一面が存在しているように感じます。

そもそもフェアユース規定は、権利の濫用に対抗するだけでなく長期的には権利者の創意工夫を助ける規定なのではないかと思うのですが？デジタル化ネットワーク化が立法で追いつかないほどに進んでいる昨今、裁判官の事後的判断で制裁を免除することができるようにしなければ、著作権法があるがゆえにかえって文化と技術の停滞を招くということになります。

以上。

4-181

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【4.著作権等の制限関連】」(41)(46)について意見させて頂きます。

CCCDを、iPodなどの携帯ハードディスク(HDD)型プレーヤー普及を始めとする「私的複製(コピー)」を前提にした音楽の楽しみ方」が広がっていることを理由に、縮小するという選択を取っておきながら、日本レコード協会(RIAJ)等の諸団体などが著作権法第30条の「私的使用のための複製」を狭めるような要望を求めてることに断固、異議を述べたく存じます。

+++++
+++++

今年9月に、それまで原則全タイトルをコピーントロールCD(CCCD)で発売して来たエイベックスとソニー・ミュージックエンタテインメント(SME)の2社が相次いでCCCDタイトルの縮小なし廃止を表明しました。

両社とも、CCCD縮小なし廃止の理由にiPodなどの携帯ハードディスク(HDD)型プレーヤー普及を始めとする「私的複製(コピー)」を前提にした音楽の楽しみ方」が広がっていることを挙げていますが、その一方でCCCDを推進して来た日本レコード協会(RIAJ)等の諸団体は著作権法第30条の「私的使用のための複製」をさらに狭めるよう要求していることはもう、矛盾の何物でもありません。本当に、首を傾げたくなるほど、相変わらず、日本レコード協会など諸団体は消費者に対して全く、意識が向いていないようです。

アップルコンピュータが発売した「iPod」は全世界で爆発的なブームを巻き起こし、今や携帯HDD型プレーヤーの代名詞とも言える存在になっています。

しかし、日本では2002年3月から2年半にわたって大手レコード会社が相次いでCCCDを投入し、同時に欧米でiPodの爆發的人気を後押ししている音楽配信サービス「iTunes Music Store」は「日本の著作権法にはフェアユース規定が存在しない」ことを理由に始まっています。

iTunes Music Store(iTMS)では「軽DRM」つまり(1)5台までのPCで利用可能・(2)所有範囲の全てのiPodにコピー可能・(3)CD-Rにコピー可能と言葉緩やかな著作権保護機能が採用されていますが、日本のレコード会社に言わせると日本の著作権法第30条は「原則的には違法である私的複製を、取り締まりが事実上不可能なので例外的に認めているだけの『免責事項』に過ぎない。だからiTMSのような軽DRMのサービスは日本では認められない」と。

特に、違法コピーの大元凶であるCD-Rにコピー出来るのは問題外」ということで、いまだにiTMSが始まっていないのは、そんな事情が背景にあるからです。

しかし、そう言ひながらエイベックス・東芝EMI・SMEの3社が中心になって業界を挙げ強力に推進して来たCCCDは、9月末、エイベックス・SMEの縮小・撤退により事実上の失敗に終わりました。

その理由は、そもそも日本で発売されているほとんどのCCCDで採用されている「CDS-200」方式のプロテクションが音質の低下やカオ一ティオを中心一部のプレーヤーで正常に再生出来ないなどの問題点を数多く抱えた代物であったうえ、レコード会社は「正常に再生出来ない場合でも返品・交換には一切応じない」と言う極めて傲慢な態度を取っていることに他ならないのですが、当のプロテクションとしての機能も疑わしく最近発売されたPC用ドライブでは簡単にコピー出来てしまふようです。これでは何のために発売しているのでしょうか・・・。コピーントロールのつもりで考へられたCCCDは結局コピーントロールにすらなってなかったという代物だったということに他なりません。

そんな訳で、放つといても自滅する運命だったと言えなくもないCCCDですが、最近ではネットで海外の情勢を容易に知ることが出来るので、欧米でiTMSが大好評を博していると言う情報も日本の音楽ファンはたちどころに知ることが可能になっています。それ以外でもここ最近はマイクロソフト

4-182

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開運】

も配信ビジネスに乗り出すなど、欧米ではもう音楽配信ビジネスがまさに花盛りといった状況のようです。

にも関わらず、レコード会社は世界一高い3000円のCCCDをバラまき、CDの輸入を禁止し、原盤権を楯にiTMSのサービス開始を妨害してPC1台でしか再生出来ないような重DRMの音楽配信サービスしか提供していません。

これでは、業界が衰退の方向に向かうのは明白です。もっとも業界が今まで消費者に目を向けていなかつたツケが来るということでもあるんですが。

また、テレビ放送では今年4月からBSデジタルと地上波デジタルがコピーワンス放送に移行し、将来的にはアナログ放送が全廃される予定なので、ここでもやはり「私的複製」が禁がされるみたいですが・・・

何でもかんでもコピーのせいで売れないだのと言う前にまず、自分たちがどこに目を向ければいいのかが分かればおのずから答えは導かれるように思うのですが・・・日本にはどうも短略的な物の見方しかできない業界が多いようです。

アップルは、iTMSのサービス開始に合わせてiPodを暫定的に私的録音補償金の対象にしても良いと申し出ているそうです
(カナダでは既に私的録音補償金が適用されている)。しかし、日本のレコード会社の大半は「レコード会社主導の秩序有る音楽配信」を掲げてiTMSへの原盤ライセンスに応じようとしていません。

これは日本の著作権制度ないし関連産業全般に言えることですが「権利の強化を要求する一方でそれに見合うだけの利便性の高いサービスを提供する義務を果たしていない」点こそが、最も大きな問題だと考えます。まず、その問題をクリアしてから、自分たちの要望を述べるべきではないのでしょうか?

以上。

氏名: [REDACTED]
所属:
住所:
電話番号:
意見:(41)及び(46)について

日本で発売されている殆どのCCCDで採用されているCDS-200方式のプロテクションが、音質の低下や一部のプレーヤーで正常に再生出来ないなどの問題点を数多く抱えた代物であったうえ、レコード会社は「正常に再生出来ない場合でも返品交換には一切応じない」という極めて傲慢な態度を取つてゐることに他ならないのですが、当のプロテクションとしての機能も疑わしく、PC用ドライブによっては簡単にコピーが出来てしまうようです。これでは一体何のために発売しているのか全く意味が分かりません。
そして今、業界は法律でコピーコントロールを強化しようとしていますが、このままでは現行法では可能な「私的複製」を含め、殆どの複製が犯罪という事になってしまいます。これは消費者を犯罪者扱いしているのと同じではないのでしょうか。その上、権利の強化を要求する一方で、それに見合うだけの利便性の高いサービスの提供をしていない点は消費者の立場から見ると大きな問題であります。

兎に角、私が言いたい事は消費者をなるめなということです。
あまりにも馬鹿にし過ぎではないでしょうか。
今行なわれようとしている事は著作権保護という名目の業界保護であり、こんな可笑しな法改正は許せる事ではありません。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (3.7)について

公正利用規定の導入に賛成する

私は2002年最高裁判決の出た、中古ゲームソフト裁判で販売店側のテレビゲームソフトウェア流通協会理事として裁判に関わってきた。

争点は消尽明記のない「映画の領有権」が中古規制できるかと言うものであつた。

明らかなる権利の濫用であるが、著作権法上利用者が寄るべき条項が1条の「公正な利用に配慮し」のみで、あいまいで濫用を防ぐには充分とはいえない。

公正利用規定を導入して、著作権の濫用に対して利用者が対抗する根拠とすべきである。

条項案については下記のものが妥当と考える。

改正条項及び内容

第50条（著作物の公正な利用）

1. 第30条から前条までの規定が適用されない場合であっても、第1条の趣旨に照らし公正な慣行に従つて、これらの規定に準ずる程度、態様により著作物を利用することができる。この場合、次の点を考慮しなければならない。

- ①著作物の種類及び性質
- ②報道、批評、研究その他の利用の目的
- ③利用の態様及び量並びに利用した作品中における役割
- ④著作物に翻案等が加えられた場合には、その文化の発展への寄与の有無及び程度
- ⑤利用により、著作物の需要が代替的に奪われるか否か、及びその程度

2. この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(46)(47)について

1) 捕償金の請求を録画機器、録画媒体ではなくパッケージもしくはコンテンツを利用者に提供する際の価格に盛り込むべきである。

2) 捕償金について収入と支出を公表すべきである

(理由)

1)については從来の記録機材や記録媒体、本件で挙げられている録音、録画機能を有するパソコンやデジタル再生機器等は必ずしも捕償金の主たる対象となる商業著作物を記録する為のものではなく、又捕償金の対象となっているのは金銭上の対価を得ている著作物が殆どである。であれば著作物の提供価格に著作権料が盛り込まれているのと同様に私的複製を許諾する対価(捕償金)を著作物の提供価格に盛り込むのは妥当と考える。

[REDACTED]
[REDACTED]

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(41) (47) (48)について
補償金請求を録画機器やCD-R等の記録媒体では無く、商業流通されているパッケージ、コンテンツに対する行うべきである。理由は以下の通りである
1) 本件が新たに補償金対象としているハードディスクやデジタル機器は必ずしも商業コンテンツを記録する目的で作られたものでは無い事
2) 記録されるコンテンツは必ずしも商業流通されているものとは限らない

以上の点から記録側に補償金を求めた場合、補償金制度が対象としていないコンテンツにまで課金が及ぶ事になる為不公平が生じる。この事は私的複製の補償金制度が盛り込まれてから常に指摘されてきた問題である。

本来補償金が著作者及び著作権接者の利益保護とそれによる文化促進を目的とするのであればパッケージ、コンテンツ提供者があらかじめ私的複製に対する利益を見込んだ上で提供するのが妥当な考え方である。

(43)について
「権利侵害物」の定義が曖昧であり、権利者が容易に解釈を変えられる可能性がある事から「権利侵害物」が明確かつ適切に定義されない限り本件の除外を認めるべきではない。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (37)について
複数の団体より「公正使用（フェアユース）規定の導入」もしくはそれに近い趣旨の要望されておりますがこれに賛成します。いくつかの団体が例示している米国著作権法第107条のような規定が導入されたとしても著作権者の権利・利益が侵害されることは考えられず、むしろ使用者が著作物をより柔軟な形で利用できるようになることで著作権法の第一条に目的として掲げられている「文化の発展に寄与する」ことができると考えます。

(46) (47)について
複数の団体よりCD-R/RWドライブやデータ用CD-R/RWメディア等のいわゆる汎用機器・記録媒体を私的録音補償金の対象とすることが要望されていますが、これに反対します。理由はこれらの機器は著作物の複製以外に利用されていることも多くこれらを私的録音補償金の対象とすることは汎用機器・記録媒体使用者への根拠なき負担増となることが明らかなためです（私は私的録音補償金自体の是非についても疑問をもっているのですが、それは別項にて記載いたします。）。

(49)について
複数の団体より私的録音録画（あるいは複製）補償金の廃止が要望されていますがそれに賛成いたします。ひとつには要望の中にあるような重畠負担の危険性、もう一つは私的複製の範囲では著作者の権利を侵害しているわけではないので、そもそも「補償」の必要はないと考えられるためです。

(53)について
「著作権の制限に、病院図書館における複製を追加すること」という要望に賛成いたします。質の高い医療の確保のため、当然と考えます。

(85) (86) (87) (88) (89)について
これらの項目にあげられている要望も同様の理由で賛成いたします。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4と6. 関連】

4. 著作権等の制限 (37)~(105)
6. 侵害とみなす行為等 (109)~(119) あたりに關係するものと思います。

権利と義務はバランスすべきだと考えております。権利（=利益）ばかりが果てし
なく保護され、強化されると、公益性のある、有益な情報の流通が阻害されます。
例えば、テレビニュースや新聞ニュースなど、重要で、公益性の高い、一瞬でも
「秘匿すべきではない情報」というものが存在します。（私のホームページの例：

こういう情報を知った瞬間、それを知った人は、この情報を広く社会へ発信する
「義務」が生じる筈です。だからこそ、私は動画や画像をコピーしております。それ
を知らせるのが人としての義務だからです。この種の情報発信に対してまで、金銭を
徴収し始めると、人として正しい意図に基づいて行動・発言する人はモグリとして摘
発の対象となってしまう。こういう暗黒の時代にしないようにお願いしたいのです。

よろしくお願ひいたします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (40) (41) (42) (43)について（「○私的使用のための複製に関する制限」のうち）
ここで要望されている除外規定に反対します。
「個人的に使用する場合」と、それ以外の使用を、誰が、何時、如何なる方法で判断しようという
のでしょうか。要望団体は文化庁に「著作権監察」を導入するつもりなのでしょうか。
むしろ(37)にて提言されている「フェア・ユース（公正な使用）」の概念を改正著作権法に明記
し、(40) (41) (42) (43)の如き著作権の利権化
から著作物の利用者を守ることこそ、知財立国の名に相応しい著作権のあり方だと考えますが如何。

* [REDACTED]
* [REDACTED]
* [REDACTED]
* e-mail : [REDACTED]

著作権法改正要望事項に対する意見について

平成16年10月18日

文化庁長官官房著作権課法規係 様

①氏名及び所属

②住所及び電話番号

TEL [REDACTED]

③意見

著作権法改正要望事項について【4. 関連】

- ・(59)において法第31条にいう「利用者」を個人に限定すべきであると要望しているが、個人に限らず法人・団体等も含めるべきである。
- ・(61)において図書館における複製に対する補償金支払いを義務付けるべきであると要望しているが、反対である。現行どおりでよい。
- ・(64)において学校等の教育機関における複製に対する補償金支払いを要望しているが、反対である。現行どおりでよい。
- ・(82)において図書館における貸出しに対して法的制限を設けることが要望されているが、反対である。現行どおりでよい。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中
 著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
 所属: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話: [REDACTED]

意見:

- (37)『公正使用（フェアユース）の規定など一般的権利制限規定の導入』について
 - ・公正使用の規定導入に賛成する。
 - ・昨今の著作権法改正論議を見ると、権利者側の利益が強くなっている一方で、逆に公共の利益は大きく規制されつつあるように感じる。
 - ・コンテンツを保護することは重要なことであるが、これが極端に強化されると双方のバランスが取れなくなり、著作物の公正な利用ですら困難になるおそれがある。
 - ・また、著作物というものは必ずと言っていいほど他の著作物の影響を受けているものであり、その刺激が創作活動の原動力にもなっている。これは歴史的な観点からも明らかである。
 - ・パロディなどの二次著作物も、同様に原著物から影響を受けて創作された立派な著作物であり、それがよりよい創作活動への動機付けになっているのである。
 - ・『文化的所産の公正な利用』を促進するためにも、『文化の発展に寄与する』という著作権法の趣旨を活かすためにも、一般的権利制限規定を導入する必要があると思う。

- (98)『同一性保持権（第20条）の内容を「意に反して」から「名誉声望を害する態様で」に改める。』について
 - ・この提案に賛成する。
 - ・著作者の人格権を守る上で、同一性保持権を保護することは重要であると考える。
 - ・しかし、(37)のフェアユース規定にも絡んでくる問題もあるが、現行の規定では「意に反して」と規定されているため、本や新聞のスクラップを作成し、プロジェクト内で共有するといったような、著作権者に害を与えることが目的でない改変までアウトと判断される可能性がある。
 - ・現行の規定は厳しすぎる。これは諸外国と比較した場合でも、同様のことが言える。
 - ・日本でも、ベルヌ条約同様の「著作者の名誉又は声望を害する形で」という基準に緩和する必要があると思う。

4-191

4-192

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (57) (58) (59)について（「図書館に関する制限」のうち）

図書館の業務における最も重大な掣肘を主張する(57) (58) (59) (103)は、いずれも著作権法以前に日本国憲法第11条、第13条、第21条、第23条に反する主張であると考えます。また、館種を問わず図書館のカウンター業務を知るひとであれば、図書館界の外にいるひとであっても、その主張が如何に無知蒙昧からくるものであるかを納得できるものです。日本書籍出版協会、学術著作権協会などがこのような意見を文化庁に具申しているわけですが、図書館における「商業目的の調査研究」を禁止した場合、図書館におけるノンフィクション作家の調査研究もまた禁止されることになるはずです。小説家にしても、自作のために図書館にて「調査研究」をやる人間は多数存在すると思われます。さらには学術研究者にも、書籍を出版するために調査研究を行うケースがあるはずです。これらの活動も図書館では禁止する、ということでおよそ正しいのでしょうか。
このように、図書館に対する「利用制限」の要望はおおよそ矛盾に満ちた主張です。かような主張が方が一文化庁に掲り上げられた場合、図書館もさることながら文部省が生計を立てて居る打撃には計り知れないものがあります。それは、ひいては日本の社会における関連性を消失せしめ、國力の低下を招くであろうことは、想像に難くありません。この要望を持ち出す団体は、自らの首を縊めることになります。「知財立國」どころの話ではありません。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:

(37) ~ (38) に関連
フェアユース規定の導入に賛成します。
デジタル放送のコピーワンス問題、コピーコントロールCDの問題など、利用者の利便性を無視した著作権接権者の動きには目に余るものがあり、なんらかの著作権制限が必要と思われます。
著作物の利用が多様化しているなか、あらかじめ権利が明記されていない利用方法は全て違法とされてしまう恐れがあることから、対抗措置としてフェアユース規定の明文化を希望します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

「著作権法改正要望事項に対する意見募集」について次のとおり意見を提出いたします。
す。 提出する意見は個人の見解であり、所属する組織とは無関係であることをお断りいたします。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

4. 著作権等の制限について

(51) 「第31条の「図書館資料」に他の図書館から借り受けた図書館資料を含める。」への賛成意見

現在、公共図書館では、資料費予算の緊縮、出版点数の増大、出版物の短期間での品切れ状況、利用者の要求の多様化等の理由により、利用者の要求する資料をすべて1館でそろえることは不可能であり、相互貸借に頼らざるを得ない。この事情は、公共図書館以外の他の図書館でも同様である。

調査・研究のため、他の図書館資料を利用する場合、あらかじめ必要箇所が判明していれば所蔵館へ複写依頼をすればよいが、相互貸借資料を閲覧する中で必要箇所が判明する場合が多々ある。そのたびに、いったん資料を所蔵館へ返却してから複写依頼をするのは大変な時間の喪失である。

利用者側から考えれば、同じように図書館内の複写であり、複写条件も同じように第1号の範囲であるのに、なぜ所蔵館でしか複写できないのか、非合理ではないかという意見もある。

したがって、第31条の「図書館資料」に、他の図書館等から借用した相互貸借資料を含める要望に賛成する。

(54) 「図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトに対する著作権等の制限」への賛成意見

現状、情報収集に関して、インターネットの役割は非常に大きくなっている。官公署をはじめ、インターネットは情報提供の手段として利用されている。情報提供を旨とする図書館内において、インターネットのプリントアウトを提供できないのはおかしい。

単にプリントアウトするだけならば（印刷部数の制限はもちろん必要だが）、権利侵害には当たらないのではないか。「默示の許諾」という考え方で、31条の「図書館資料」へインターネットを含め、図書館内に限ってインターネット端末からのプリントアウトの提供を認めてほしい。

(82) 「図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける。」への反対意見

法改正の根拠が非常にあいまいである。「法改正を必要とする理由」に、図書館の複本購入・貸出しによって、本の売れ行きに「甚大な被害」を蒙っているとあるが、

はつきりとした証明ができているのか。「本が売れないこと」と「図書館の貸出数が伸びていること」を結びつけた結果の推論に過ぎないのではないか。このようないまいな根拠で法改正を行うことには反対する。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]
3. [REDACTED]

(65) ここでいう著作権の制限の新設に関連する「障害者」の定義に認知障害の人、知的障害の人を加えてください。この人たちは読字障害や短期記憶障害のため盲ろうの人が利用しているサービスが有効なことが多く存在するからです。

(66) ここで出てくる対象利用者に認知障害の人、知的障害の人を加えてください。こういう人たちの中には字を読むことに障害があるタイプの人たちが存在します。

(67) ここで出てくる対象利用者に認知障害の人、知的障害の人を加えてください。こういう人たちの中には短期記憶能力に（同時にいっぺんにたくさん聞いたことを記憶できない、理解できない、処理できない）問題がある人が存在します。

(68) 上記のような理由から字幕に関する研究権の制限の柔軟化も認知障害、知的障害の人には重要と考えます。このような人の「分かりにくさ」の問題を研究するセンターを作り、著作者の確認などもそこでするというようにして、著作者の権利を守るのがいいかと思います。

(69) 上記の理由から認知障害、知的障害の人にも（読字障害の問題）そのようなサービスを使えるようにして下さい。

(70) 上記の理由から認知障害、知的障害の人にも（読字障害の問題）そのようなサービスを使えるようにして下さい。

(71) 誰でも使えるということになると著作者の権利の侵害になるので、利用者の認証を作るなどして対応してください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:
消費者はCD等を買った場合、それは「CDという媒体」と「CDに録音されている音楽を聞く権利」を買ったことになるはずだ。
そして、その音楽をどのような形で聽こうとも、消費者の自由である。
私の録音権制度は、課金という形でその自由を阻めている。
私の録音権制度の対象を増やすことは反対であるし、そもそも私の録音
権制度自体廃止してほしい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (90) (92) について

システム・キャッシングに関して、以下の権利制限を導入の新設を要求します。
著作物に関する以下のいずれかを唯一の目的として行われる技術的過程の不可欠で本質的な一部分であり、且つ独立した経済的重要性を持たない複製行為は、複製権の例外とする。
① ネットワーク負担を軽減またはアクセス速度を向上させる為、ユーザー間の通信を介在する者およびユーザー自身によし行われる、効率化を目的とする複製
② ネットワークを利用した第三者間の伝達の為、介在者が行う複製

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

(37) ~ (38) に関連
フェアユース規定の創設を要望します。
一部の企業・団体が著作権を乱用するのは、フェアユース規定の欠如にも原因がある
と思います。
たとえば、これは引用についてですが、画像・音声・歌詞に関しても、批評・紹介
のためなら最低限の引用を許可してもいいのではないかでしょうか。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (41) 及び (46) について
私的複製の全面許可を要望します。
著作権の保護を要求するなら、それにあうだけの便利なサービスは必要です。
むやみにコピーコントロールをかけ、ユーザーに不便を強いることは、コンテンツ
市場にも悪い影響を与えかねません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

著作権法改正要望事項について【④. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]
[REDACTED]

③ (53)図書館に関する制限の要望項目に関連
上記意見に賛同し、著作権法の改正を要望します。

著作権法改正要望事項について【④. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]
[REDACTED]

③ (89)医療に関する制限の要望項目に関連
上記意見に賛同し、著作権法改正を要望します。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----

Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED] (以下プライバシ保護のため暗号化して次尾に掲載)
2. 住所・電話番号: [REDACTED]
3. 意見: 著作権等の制限の分野について以下可能な限り簡潔に答えていく

(37) … 近年の著作権接続の裏走を見ていると、コンテンツの使用が非常に窮屈である。技術革新を阻害しかねない。公正使用規定を導入すべき。ほぼ賛成。

(39) … ユーザとのバランスの点から賛成

(41) (43) … ユーザとのバランスの点から反対

(44) … 技術革新の保護の観点から反対。DRMは「知覚を制御」される可能性がある(例:複製制御CD, リージョンコード)。むしろ著作権接続を適度に規制すべき。

(45) … 技術革新の保護の観点から賛成。

(46) (47) … ユーザとのバランスの点から反対。要望(49)への意見も参照。

(49) … 複製制御CDやDVDの普及により必要性に疑問。制度を廃止すべき。賛成。

(51) (52) (53) (54) (55) (56)

… 図書館(等)の社会的役割とのバランスの観点から全て賛成。

(58) (59) (60) (61) … 図書館(等)の社会的役割とのバランスの観点から全て反対。

(66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76)
… バリアフリー社会の実現と障害者の社会参加のため全て賛成。

(76) … 特にJASRACに関して、節度ある姿勢が望まれる。

(77) (82) … 図書館(等)の社会的役割とのバランスの観点から反対。

(80) (81) … 図書館(等)の社会的役割とのバランスの観点から賛成。

(90) (91) (92) (93) … 技術革新の保護や、ユーザとのバランスの点から全て賛成。

(94) … 技術革新の保護の観点から賛成。

(95) … 当事者として、また、技術革新の保護の観点から強く賛成。

(99) … ユーザとのバランスの点から賛成。

(105) … それぞれの「部品」の著作権を尊重すべき。反対。

【暗号化した個人情報】

貴省CA発行の「シリアルNo. [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。

*****暗号文ここまで*****
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
*****暗号文ここまで*****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[「4」関連]

「私の使用のための複製に関する制限」について

(40) : 現状のままが望ましい。私の使用を目的とした自動複製機器による文書等の複製において、著作権者や出版関係者の被る「損害」は小さいものであり、むしろ気軽に複製ができることで、公表された出版物の利用が促進されている事実を重視すべきである。一般的の書店で広く販売されている書籍をまるまる1冊コピーする人などいない。

「図書館に関する制限」について

(57) ~ (61) : 営利目的であるかどうかは実際には確認が困難であり、制限は適切ではない。また、複製を図書館職員が行うことや、補償金の支払いについても、昨今の地方自治体の財政事情等を考慮すると困難である。

これらは、一般市民の「モラル」に期待すべきものであり、要望を提出している各団体が、そのモラル向上についてもっと働きかけることがまず必要なことであり、本末転倒と言うべき意見である。

氏名: [REDACTED]

職業: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について[4. 関連]
cc:

氏名: [REDACTED] 一個人としての意見に所属を強制するのは
所属: 理解できない
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:
(37) フェアユースの規定と関連するが、配布された著作物を利用する人の権利を明確にしていただきたい。例えば、音楽CDの頒布であれば聞く権利を持つてあるとか、DVDビデオであれば見る権利があるとか。現在のビジネスでは、消耗品ビジネスとしか見えず、文化の発展に寄与する著作権の趣旨と食い違つてはいないだろうか。

(40) (46) (47) 等も(37)で述べたことと同じで、著作権を持つ方たちの視点で記されている。頒布されたものを利用する方達の視点もなければ、一方的な押し付けであり、現在のビジネスを増進させるだけではないだろうか。

(50) 全てのスキャニング装置に保証金を設けることは反対である。例えば、電子帳票の保存等に用いるスキャニング装置はどうだろうか(法律で認められている)。悪しき使い方ができるものには保証金をという考え方にならないだろうか。もっと、適正な考え方を望む。

(91) の規定では、現在市販されている全ての機器が影響を受けることが予想される。コンピューター機器は、CPUやメモリを介して動作するものである。この規定は、そのコンピュータの動作 자체を否定するものでは無いでしょうか。もっと、具体的な蓄積の条件を明確にしなければ、デジタル機器は何も作成できないとなってしまいます。

(92) の制限を設ける前に、(37)のフェアユースや利用する人の権利を明確にする方が先ではないだろうか。

(101) の規定では、Web上の全ての情報に著作権があるように受け取れます。ここで言う情報とは何かを明確にする必要があると思うが、如何でしょうか。

以上。

[REDACTED] mailto:[REDACTED]

4-205

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について 4関連
cc:

氏名
職業
住所
電話番号

[REDACTED]

意見

「4、著作権等の制限」の((37))にまとめられた各意見

HMV ジャパン株式会社
社団法人情報サービス産業協会
知財系BLDG運営者会議
社団法人印刷業連合
日本知財産業協会
ロジーナ茶会

産業と文化に係わる大きな意味での国益を考えた上で著作権利用のあり方はこれまで考慮されてこなかった。著作権者の権利という言葉のもとに、実質は既得権を持つ業界の利益を優先して著作権法は構成されている。

適切な利用のあり方とは何かを明確にし、権利保護においては適切な制限を設ける必要がある。なぜならば、個々の著作権者の保護を超えた、権利団体の利潤追求の暴走に歯止めをかける利用者側の権利保護を考えない限り、今後文化的な環境は沈降する必然にあるからだ。

その意味で、ここにあげた組織からのフェアユース導入に関する要望は正当なものである。

4-206

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見1. : (51) - (61) 「図書館に関する制限」について

大学院で人文・社会科学の研究に従事するものの観点から、
図書館での複写行為に対し、以下の点を要望します。

【研究目的での論文コピーを一律合法化】

国会図書館にいっていわゆる「論文集」(例えば、『講座〇〇学』に類する著作)の中から1本、論文をコピーしようとすると、認められず係員に拒否されます。理由は「著作権法に違反するから」。雑誌と異なり書物の形を取った論文集の場合、それぞれの論文ごとに著作権が発生するため、したがってコピーしたい論文の著者の「許可」を得ないと、該当論文の「半分」までしかコピーできないとされます。「教育研究目的ならOKなはずでは」と言って交渉しても、「本来は論文集を購入するのが著作権者の利益になるはずだし、そのコピーから再配布されないとも限らないから」などと説明され、コピーしてもらえませんでした。これでは現行の法規が学問の発展を阻害しているといわれても仕方なく、「研究目的であれば、媒体に問わらず論文全文の複写が認められる」ような改正を要望します。

【図書館での複写システムの規制強化に反対】

また、(58)の「第31条にいう「利用者」を図書館内の利用者に限定する」、(60)の「第31条により認められる複製は、図書館職員によるものであることを明記する」、(61)の「図書館における複製に対する補償金支払いを義務付ける」についても、もしこれらの要望が「直接図書館に来館したものが、コピー費用に関する実費にて上乗せして補償金を支払い、(自分の手ではなく)担当職員の手になるコピーシステムに依頼する形でしか、図書館資料の複写が認められないようにする」という意図のものであれば、学術振興の観点から、これらに強く反対します。
現在、複数の公共図書館・大学図書館の間で複写に関する協定が結ばれ、地元の図書館を通じて遠隔地から複写を取り寄せることが可能になっていることが、どれだけ日本の学問全体の発展に貢献しているかを考えれば、直接来館しなければ複写ができるといふシステムは学術振興を阻害するものと判断せざるを得ません。
さらに、多くの公共図書館・大学図書館にはコピー専門の職員スタッフを雇用する財政的余裕はまったくなく、利用者自身がセルフコピーデ複写を取る方法で運営されています。もし国会図書館のような職員によるコピーの「禁止」か、もしくは図書購入予算をコピー職員雇用に転用するがゆえの大幅な臧否不足をもたらし、日本における学問の発展を封殺することにつながると危惧します。

意見2. : (82) 「図書館における貸出しに対して相応の法的制限を設ける」について

同様に人文・社会科学研究者の観点から、いわゆる「公共貸与権」の導入問題に対し、以下の通り要望します。

【図書館への「公共貸与権」の導入に反対】

今回の改正のうち大きなもののひとつに、図書についての「公共貸与権」(公貸権)の創出があると理解しています。つまり、これは本を図書館で借りて読まれる「買ってもらえない分」著者が損をしているという発想のもとに、貸し出し回数などに応じて図書館に入っている本の著者・訳者などにお金を払うようにならうとした制度でしょう。しかし、その資金はどこから出るのでしょうか? 本年4月の共同通信の報道に従えば、文化庁としては2008年からこの制度を導入する方針で、国が補償金を支払うとしていましたが、その通りならば当然、もとは税金ということになります。しかしながら、緊縮財政が続く現今の国家予算の状況を考えれば、同様の形です。「公共貸与権」が導入された場合、本来は図書館の「図書購入」に宛てられるはずだった予算が回されることになるのを危惧します。これでは、「公共貸与権」の導入が実質的な「図書館潰し」につながると批判されても仕方ありません。また、もとより予算規模の少ない大学図書館などにも適用されるとすれば、欧米諸大学に比べてただでさえ貧弱といわれる臧否はますます少くなり、長期的に見て学術振興の上で大きなマイナスになっていくことが懸念されます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

件名: 著作権法改正要望事項について【④. 関連】

著作権法改正要望事項について【④. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ (89) 医療に関する制限の要望項目に関する
上記意見に賛同します。
医療者の継続的な教育をなう病院図書室の
資料複写の制限をなくしてください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

主に(37)についての意見

フェアユース規定のような考え方については、これを推進すべきと考えます。著作権の制限事項を全て法律で規定する事には無理があります。また、法の制限規定が曖昧（例えば私的利用の範囲）なため、権利者が法を根拠に一方的な主張が可能で、実質的な著作権の強化に繋がっている面は否定できません。その結果として、硬直的に著作権法が運用されると当然予期せぬ弊害（学術目的での利用、障害者への対応、図書館の問題など）も多いわけです。それとバランスを取る方策として、フェアユースのような考え方は有用であると思います。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (46) (50) について

携帯電話の着信メロディーの配信における著作権使用料みたいに、私的録音録画補償金を非常に高額に設定し、コンテンツ事業者以外の個人・団体が自分で創った著作物を複製・流布出来ない状態にする事を可能にする（46）。私的録音録画補償金の対象機器等の見直し（パソコン内蔵あるいは外付けのCD=R/RWドライブ、データ用CD=R/RW等のいわゆる汎用機器、記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加）及び（50）スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。に反対します。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名: [REDACTED]
所属 (職業): [REDACTED]

(2) 住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

(3) 意見:

(37) について

全面的に賛成し、早期の実現を強く要望する。第38条の「非常利・無償」の解釈を巡る諸問題や(39)～(45)に見られるが如き第30条の私的複製を「免責事項」と位置付けてさらに範囲を縮小すべきとの主張、或いは特許法においては第69条と認められているリバースエンジニアリング行為に係る問題など、もはや現行法における個別の例外規定の改廃では対応し切れなくなっていることは明白であり、新規の権利制限が分科会により答申されてから改正・施行を経るまでの間に技術革新や新しいサービスの提供が妨げられている現状は明白に国益を損なっている。欧米において大好評を博しているiTunes Music Storeのサービス開始がレコード会社により妨害され、iTMSに比べて高額で利便性の低い音楽配信サービスしか提供されていない「文化貧困」ぶりは一般フェアユース規定の欠如と言う現行著作権法の欠陥に負うところが大きく、このような状況を打破する為には一般フェアユース規定の創設をおいて他に無いことを自覚すべきである。また、一般フェアユース規定の不存在を理由にiTMSのサービス開始を妨害し、コピーワンス放送の視聴する側に負担を強いている企業の側も、長期的には不利益を被っていることを自覚すべきである。また、過去の司法判断はことごとく現行法に個別の適用除外規定を定めていることを理由にアユース概念を否定しているが、米国を始め一般フェアユース規定が存在する国においても個別の適用除外規定が存在しているのであり、現行の個別的な適用除外規定を将来的に整理・統合することを視野に入れつつ温存し、一般フェアユース規定を創設することを否定する理由には成り得ないものである。

(41) について

断固反対する。現行法における一般フェアユース規定の不存在に託けた横暴な要求としか評し得ないものである。欧米において大好評を博しているiTunes Music Storeの実情を見ればこのような制限範囲の縮小が逆効果にしかなりず、市場の衰退を招くことは明白である。

(42) について

断固反対する。現行法における一般フェアユース規定の不存在に託けた横暴な要求としか評し得ないものである。

(43) について

断固反対する。現行法における一般フェアユース規定の不存在に託けた横暴な要求としか評し得ないものであり、なおかつ著作権法においてのみ特に「善意の第三者」を認めない理由がこの要望においては明瞭ではない。

(46) について

ハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤーに関しては既にカナダで補償金の対象とされているが、汎用機器全般への拡大は問題も多く、慎重に議論すべきである。

(57) について

断固反対する。「商業目的の調査研究」が一般的報道機関もしくはフリーランスの取材活動を含むと解される場合、報道の自由を侵害することは明白である。また、国が推進している「図書館による起業支援」にも反するものである。

(66) について

賛成する。現在、国連において「障害者権利条約」の起草作業が進められており、2004年3月現在の草案第13条d,e, f項においてはそれぞれ「障害のある人に適した新たな技術（情報通信技術及び支援技術を含む。）の研究、開発及び生産に着手し及びそれを促進すること」「障害のある人が情報を利用する機会を確保す

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望要項について【4. 開通】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属:
住所:
電話:
意見:(58)『第31条にいう「利局者」を図書館内の利用者に限定する。』について
・現在、多くの公共図書館や大学図書館などにおいてネットワークが形成され、相互貸借制度等によつて、遠隔地の図書館の資料を入手することが可能となつてゐる。
・これによつて、身近な図書館にはない、限られた専門資料の情報を入手することが容易にできるようになつた。
・しかしながら、「利局者」が図書館内の利用者に限定され、資料の利用そのものが制限されてしまうと、所蔵館まで出向かなければ複写が出来ないため、遠隔地の図書館にある資料の利用が制限されてしまい、情報へアクセスすることが困難になり、知る権利そのものが奪われる可能性があるのではないか。
・従つて、このような規定を盛り込むことについて反対する。

4-21

4-212

るための他の適切な形態の援助及び支援を促進すること」「公衆にサービスを提供する民間主体が、その情報及びサービスを障害のある人にとって利用可能及び供する形態で提供することを奨励すること」が提案されている。また、わが国では本年6月に障害者基本法が抜本改正され第4条に「国民及び地方公共団体の責務」、第6条に「国民の責務」が定められるなど、障害者の情報アクセス権確立が急務と言える状況である。現行の個別的な制限規定を包括する形で、米国のChafee修正条項に準拠した包括的な権利制限事項を創設すべきである。

(67)について

賛成する。NPO法人や社会福祉法人による録音圖書作成及び公衆送信を認めるべきである。

(68)について

賛成する。NPO法人や社会福祉法人による字幕・要約筆記作成及び公衆送信を認めるべきである。

(69)について

賛成する。本来ならば一般的フェアユースの範疇に入るべき性質の利用である。

(70)について

賛成する。要約筆記は翻案権侵害とならないことを明確にすべきである。

(71)について

賛成する。NPO法人や社会福祉法人による字幕・要約筆記作成及び公衆送信を認めるべきである。

(72)について

賛成する。本来ならば一般的フェアユースの範疇に入るべき性質の利用である。

(73)について

賛成する。本来ならば一般的フェアユースの範疇に入るべき性質の利用である。

(74)について

賛成する。本来ならば一般的フェアユースの範疇に入るべき性質の利用である。

(75)について

賛成する。「脱法行為の恐れ無し」とはしないが、一般的フェアユースの範囲内で認められるべき利用形態を議論すべきである。

(76)について

実現を強く要望する。

(78)について

賛成する。本来ならば一般的フェアユースの範疇に入るべき性質の利用である。

(80)について

賛成する。要望において指摘されているが如き状況を作り出したのは文化庁及び審議会の怠慢であり、反省を求める。また、本年9月28日に最高裁判所・第三小法廷で確定したダンス教室訴訟との関係もあり緊急に改正を行うべきである。

(81)について

賛成する。要望において指摘されているが如き状況を作り出したのは文化庁及び審議会の怠慢であり、反省を求める。また、本年9月28日に最高裁判所・第三小法廷で確定したダンス教室訴訟との関係もあり緊急に改正を行うべきである。

(95)について

賛成する。一般的フェアユースを肯定する観点からも特許法第69条の規定に準拠し、リバースエンジニアリングに伴う一時的複製行為が著作権を侵害しないこと

とを明確にすべきである。

(97)について

反対する。デジタルデータの記録媒体は本要望で前提とされているほど信頼度の高いものではなく、このような規定は想定外の事態が発生した際に無用の障壁となり得るものである。また、過去の大審院判例や消費者契約法第10条の解釈において譲渡禁止契約は明らかに民法の公序良俗規定に反するものであるばかりか、使用許諾契約と言う概念もシリクリップ契約を無効とする内閣府国民生活局の消費者契約法第10条に係る見解に反するものである。本要望はプログラムを固定した有体物を無体物と同様に扱うこと求めているものであるが、無体物を固定した有体物は民法上、当然に有体物として扱われるべきでありバックアップを複数提供する行為により有体物としての扱いを否定されるべき理由には成り得ないと言るべきである。

(98)について

賛成する。古くから要望されている事項であり、特に昨今の厳格に過ぎる同一性保持権を巡る複数の司法判断が国民感情との乖離を招いている点からも早期にこれを緩和すべきである。

(99)について

賛成する。改変された著作物を閉鎖領域内に留め置く限り著作者に経済的・精神的損失を与える余地が無いにも関わらず、それを禁止することによって保護される法益の存在が不明であるばかりか、創作活動の育成・奨励と言う観点からも明らかにマイナスの作用しかもたらさないものである。なお、諸外国では一般的なゲーム雑誌に「改造コード」が掲載されているなど、私的利用を前提にした改変が「多様な遊び方の提供」と言う観点からも容認されている。その反面、こうした私的利用の形態を一律に否定し、自らが定めた「遊び方」のみを押し付ける日本のゲーム業界の硬直的な姿勢がゲームソフトの商品寿命を縮めており、昨今の「ゲーム離れ」に繋がっている側面を直視すべきである。

(101)について

賛成する。Webキャッシュは米国においてはオンライン・オフラインのいずれかを問わず一般的フェアユースの範疇に入るものと解されており、わが国もこれに倣うべきである。

(103)について

反対する。現行法における一般フェアユース規定の不存在に託した横暴な要求としか評し得ないものである。

(104)について

反対する。現行法における一般フェアユース規定の不存在に託した横暴な要求としか評し得ないものである。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (46) (47) (49)について

提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

汎用データ記録媒体(CD-R、DVD-R)などに私的録音(録画)保証金を課す事には反対である。なぜならば、その媒体の用途は主に音楽以外である事が明らかであるからである。

CD-R のメインの用途は、データのバックアップである。ワープロで表類を作成し、表計算ソフトで帳簿を付け、デジタルカメラで家族写真を撮るのに音楽使用料を払わなければいけないという事は明らかにおかしい。

そもそも、CD を CD-R にコピーする人がどれだけいるのか? パソコンで音楽を聴く場合、まず CD を MP3 等に変換し、ハードディスクを数千曲のジャケットボックスとして活用する。

CD・CD-R を使って聴く場合、まず CD を置いてある棚まで歩いていき、数百枚のラベルの中から 1枚を選び出し、CDプレイヤーの置いてある所に持つて行き、セットして聴かなければならぬ。10曲以上聴く場合は、それの繰り返しだ。サウンドトラックなど、1枚に歌が 2・3曲しか入っていない場合、ほんの 2曲聴いただけで CD を入れ替へなければならない。

しかも携帯プレイヤーで聴く場合、CD は 12cm と巨大であり、プレイヤーの電池は直ぐになくなり、あまつさえ大事な CD が破損してしまう危険性がある。

これに対して、パソコンで音楽を聴く場合は、その場に座ったままで、マウスをクリックするだけで、数千曲をリピートして聴く事もできる。ある歌手のアルバム数枚に渡る曲だけピックアップして聴く事も可能である。さらに、メーカーが違うなど、絶対にアルバムとして発売されない組み合わせも聴く事ができる。

携帯にしても、数千曲がほんの数cm のプレイヤーに全て入り、電池も長く持ち、オリジナルの CD を傷つけてしまう恐れもない。

このような便利で手軽な方法に慣れた消費者が、前近代的な CD-R をわざわざ使うかどうか? オーディオ協会等が想定している聴き方は、時代遅れで実態に即していないものである。

さらにこれからは DVD-Audio・SACD 等、コピーする事ができないメディアに移っていく。コピーできない媒体からコピーする事に対して金を徴収するのは矛盾である。

さらに、保証金付きの CD-R、DVD-R と無しのそれらでは、小売価格は同一である。保証金の分メーカーが割を食っているだけに過ぎない。

そもそも、私的録音保証金がデジタル媒体にのみ課せられる事自体がおかしい。デジタル媒体に課せられる理由は、

- (1). コピーしても音質が劣化しない。
- (2). 無限にコピーできる。

以上の 2つの理由からである。しかし、CD→MD、CD→MP3 へのコピーは音質が劣化するので、(1) は成立しない。MD には SCHS と言う世代コントロールがあるので、2度目のコピーはできない。よって、(2) も成立しない。よって、私的録音保証金が課せられる根拠は破綻している。

さらに、駆け出しの音楽家がプロデビューを目指して、自分の曲を MD に録音して練習したり、記入する。所が、その MD には私的録音保証金により、既に稼いでいるプロの音楽家の元へと収入が入る。保証金を受け取るには厳しい審査があり、アマチュアの音楽家は受け取る事ができない。何故アマチュアの音楽家がプロになるために、プロにお金を払わなければならないのか? これは音楽業界が新規参入を阻んでいると言つても過言ではない。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【ち. 関連】

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

関連要望項目 (46) 4-2 的録音録画補償金

CD-R、CD-RW 全部に対して私的録音補償金を課すべきであるとの意見に反対する。その根拠は、日本レコード協会の調査 (http://www.rij.or.jp/report/r_inv/pdf/kojin_fukusei.pdf)によれば、販売されている CD-R/RW は 4 億 9200 万枚であり、そのうち、録音に用いられているのは 2 億 3600 万枚に過ぎず、過半数は音楽録音の用途に用いられていない。にも拘らず、全てのメディアに対して課金を行うのは不当な利得をむさぼる物であり到底容認できない。

なお、返還制度はあるが、下記に述べる様に実質的に稼働しておらず、この返還制度がある事をもって全てのメディアに対して課金する事を正当化することは容認できない。

私的録音補償金管理協会の私的録音補償金規程 (<http://www.sarah.or.jp/info/info09.html>)によれば、メディアの場合売値の 3% であり、返還にかかる費用は私的録音補償金返還基準によれば (<http://www.sarah.or.jp/info/info11.html>)、送金以外の費用は請求者の負担となっている。現在の CD-R の販売価格は、1 枚当たり高々 100 円であり、請求のための封筒の切手代 80 円の請求に必要な枚数は、27 枚となり、利用者にとってまったく返還請求を行う価値を認められない制度となっている。実際に利用されていない証拠としては、平成 15 年度の私的録音補償金管理協会の收支計算書 (http://www.sarah.or.jp/info/info05_04.html) に、返付引当金が予算、決算共に 0 であり、最初から返還が想定されていない事をあげる。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限 関連】

拝啓

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: (37)-(40) および (92)-(105)

1. (37)-(38) および (92)-(105) について

これらの案はいずれも公正で権利者の利益を害するとは考えにくい著作物利用を保護するものであり、大いに賛成します。特に(92)バックアップ・リプレイスの保護(99)私的改変の保護は個人による著作物利用の保護、(93)-(95)は技術開発の促進、(102)-(105)は学術研究および文化・芸術活動の促進という観点から大変共感できる提案だと思います。

2. (39)-(40) について

1. の項で述べた事実がある一方で、私的利用を目的としたものであっても大量の複写によって権利の侵害がなされる可能性があるのも確かですが、現在複写に関する集中的権利処理が行き届いているとは言いがたいと、いう認識をもっております。

(39)(40)には(社)日本複写権センターによって複写に関する集中的権利処理が開始されている旨の記述がありますが、実際には今でも同センターの管理下に置かれていない著作物も多く、附則廃止には疑問が残ります。現状においては一層の集中的権利処理、または文化庁による裁定が求められると思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (44)について

(44)の一部の要望において、機器およびソフトウェアの譲渡も規制の対象にすべきであるという提案がされていますが、これには反対いたします。なぜなら、この条文によつて、最悪の場合、一般に使用されるハードディスクレコーダーや、携帯オーディオプレイヤーなども規制の対象になりかねないからです。

たとえば、社団法人日本映像ソフト協会の要望の中では、規制すべき対象とされている物の例としてあげられている「パソコンのモニター出力信号を取り込む」物ですが、たとえばパソコンで外部の映像を取り込む装置も、解釈によってはこれに含まれます。また、家電各社から発売されているTV用のハードディスクレコーダーも、法律の規制の対象になりかねません。これは我々一般の消費者のみならず、産業界にも悪影響を及ぼすものと思われます。

4-217

4-218

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直しについて

「パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RWドライブ、データ用CD-R/RW等の
いわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオ
プレーヤー等」について、私的録音録画補償金を導入するとの意見がありますが
反対です。

上記に挙げられたCD-R/RWドライブ・ハードディスク等の各機器・媒体は必ずしも
私的録音録画に使われるとは限らず、またこの場合補償金を導入しても作詞作曲を
行うアーティストに補償金が入るとは思われません。
JASRACが現在CDや音楽の私的演奏等に課している著作権使用料が高すぎる
という意見がある現状で、更なる課金は使用者に受け入れられないのではないかと
愚考いたします。)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37) について

以下の理由によって、フェアユース規定の創設を要望します。

音楽配信サービス「iTunes Music Store」が日本でいつまでたっても開始せず、そして
音楽愛好者、著作権者、ともに支持され歓迎できる管理とサービスを受けられない理由が、
「フェアユース規定が無い」為だとは、現日本の「IT革命」な環境の中で時代錯誤としか思えず
とうてい納得できるものではありません。

積極的かつ先見的な対応を強く望みます。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

そもそも現状の音楽ソフト発売においては、発売後1年（最近では半年以内）で廃盤になり、入手困難になるケースが大半であり、文化庁案の「4年」という輸入禁止期間は事実上禁輸措置に等しい。

法文上では理論上1日から7年までの期間が設定可能でありながら、4年とした根拠も何ら具体的に提示されておらず、単なる「7年間の半分」より算出基準があったのか大いに疑問である。

また、香港では先に輸入権が施行されたが、それでも輸入禁止期間は18ヶ月。それなりに現在の香港の音楽市場は壊滅状態に等しいとの報告もある。香港では日本などとは比べ物にならないくらいの不正コピーの大市場でありながら、輸入権施行後はそれほど巨大な影響を市場に及ぼしたことを見たことを文化庁は考慮すべきである。

したがって、日本で輸入禁止期間をあえて設定するならば、最大でも日本のレコード業界における時限再販期間である6ヶ月が限界と思われる。
(個人的には、音楽ソフトが売上の大半を占める発売後からピークまでの期間を考慮すると、3ヶ月でも長いと思うが)

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
(本意見書は個人の見解であり、組織とは無関係である。)
住所: (非公開)
電話番号: [REDACTED]
意見: (37) について

著作権法について、フェアユースの規定を設けることを求める。

フェアユース規定は著作権法の硬直的な活用による抑圧から著作物消費者を保護し、結果情報の連鎖を促進し、文化の発展や、市場の拡大に寄与する。また、当該規定は、特にデジタル化が進む現状において、コンテンツ配信ビジネス等促進するため必要な項目と考える。

また、本項目を規定することが、著作物消費者の著作権への意識の向上に繋がると個人的には考える。このことは、フェアユースを適用している米国における消費者、及びコンテンツ業界の著作権意識の高さが実証しているのではないかだろうか。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開延】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
(本意見書は個人の見解であり、組織とは無関係である。)
住所: (非公開)
[REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

音楽ソフトの私的複製の規制を強めることを、日本レコード協会(以下RIAJ)は要求しているが、この規制強化要求に強く反対する。
iPod等、ハードディスクによる携帯音楽プレイヤー(以下HDDプレイヤー)が消費者の支持を受け、その普及の速度を速めている状況下において、コピーガードをかけたCD規格外盤(以下CCCD)を発売していた。しコード会社二社は新規ソフトのCCCD発売からの撤退を既に表明している。HDDプレイヤーは個人による音楽ソフトの私的複製を前提に活用されるものであり、規制が強まればHDDプレイヤー利用者である消費者に大きな損失を与える結果となる。

音楽業界は、法による規制の強化に腐心し利益を確保しようとするのではなく、HDDプレイヤーの普及を含む、消費者層のニーズを真に組み入れた新たな音楽配信サービスの開発等により、利益を回収する仕組みを自発的に考え、実践に移すべきである。
事実、米国では音楽配信ビジネスは大きな成功を収めているものであり、それは音楽業界とコンテンツ配信業界の消費者ニーズの組み入れの努力の結果だったことは指摘するまでもない。

逆に法による音楽ソフト私的複製規制は、HDDプレイヤー等ハード市場は勿論、消費者の音楽離れによる音楽ソフト市場の非活性化を招きかねない。私的複製については著作権に対する消費者の法に対するモラルも重要だが、音楽業界のモラルも重要であるというのが私の意見である。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開延】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37) について

フェアユース規定の創設に賛成します。
現在は権利強化のみが行なわれており、利用する立場からほとんど窮屈になっています。盛んに利用されてこそ、著作権法の目的である文化の発展に寄与出来るものだと思います。従って、もっと著作物の利用に融通が効くように、フェアユースの規定を創出すべきです。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について 4. 著作権等の制限

著作権法改正要望事項について 3-3 関連

放送・通信（TV・ラジオ）に関わる管理を民間団体ではなく、韓国のように国が一元管理するべきだ。

理由
権利団体がばらばらで他国へコンテンツを販売する場合、障害になっている。

同じ理由で、国内での再放送、再送信が自由に出来ない。

事実上、視聴地域が限定されていて自由に放送を見る事ができない。

情報・放送の地域格差が大きい。

ふるさとの番組を見ることが出来ず、心のケアに役立たない。

番組の視聴範囲が限られているのでクリエイターが育たない。

意見

公共の場に放送・通信された時点で一時記録？は終了し、公の物になっている。
二次利用に関しては、個人の範囲（非営利）に関しては、そのコンテンツ関連のクリエイターを育てるために、

配布は自由にするべきだ。

現在、放送地域が限定され、自由に放送コンテンツを視聴できない現状がある。

この壁が、クリエイターを減少させている。

なぜ、ゲームのクリエイターが増えたか考えてほしい。

県境を越え、自由に「作品を知る」事ができたからだ。

そして、刺激されたユーザーが、クリエイターに変わった。

また、BSデジタル放送等のデジタルコンテンツを、個人がデジタルのまま、自由に保存できない現状はおかしい。コンテンツを未来へ継承出来ない。

この事は地上波デジタルが広まれば、絶対にもっと大きな問題になり、家電製品の売上上げ減にも繋がる。

もっと現実に即した内容に改善される事を望みます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限(4) 関連】

① 氏名及び所属（会社名・学校名等又は職業）
[REDACTED]

② 住所及び電話番号
[REDACTED]

③ 意見（記載要領参照）

4. 著作権等の制限

○ 私的録音録画補償金

(46) 私的録音録画補償金の対象機器等の見直し 関連

汎用機器・記憶媒体への課金案、寸借許款も同然です。そんな事を許したら、帳簿や設計図を記録したCD-Rにも、音楽の保証金が課金されてしまいます。事務用パソコンやCAD用パソコン、汎用測定器のHDDにも、音楽の保証金が課金されてしまいます。

JASRAC等を記録しない場合には、検査を受けねばすぐに保証金を返金するよと JASRAC 等の団体は言うでしょう。しかし、その手続きにかかる費用を考えると、多くの人が泣き寝入りする事になるでしょう。まして帳簿や設計図は、著作権の検査のため会社の外に出すわけにはいきません。JASRACには濡れ手で栗でしょうが、不正な収入と言わざるを得ないでしょう。

汎用媒体への課金を許可するなんて、国家による寸借許款帮助です。音楽や映像などは、DVDの様なセキュリティの施された媒体で流通させて下さい。セキュリティ無しで勝手に著作物を流通させる連中のために、汎用媒体に課金するなんて迷惑です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見: (49)

私的録音録画補償金制度の抜本的見直しについての意見です。
意見: (49) 私的録音録画補償金制度の抜本的見直しについての意見です。
機器や媒体に対する課金は廃止すべきだと思います。
機器や媒体に対して作者を支持する観点から著作物を購入するのであり
消費者はその著作者に對する補償金は誰に支払われるのか明確でなく
機器や媒体に對する補償金は誰に支払われるることは不本意だからです。
支持していない著作者に著作料が支払われることは不本意だと思います。
また、今後音楽のネット配信販売は広がるものと想います。
欧米ではすでに一般化しており著作権料の管理もなされているようです。
日本での現状を顧みると極めて遅れていると感じます。
できるだけ早くネット配信販売における著作権料の管理を可能にするべきだと思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名:

所属:

住所:

電話番号:

意見: (46)

及び (47) について

録音録画以外の理由で利用される可能性がある機器、メディアが対象になるのは理解できません。反対です。
そのギャップに對する納得できる弁明もしくは対処がなされない限り
反対します。

4-227

4-228

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び(46)について

音楽業界のCCCD撤退を見てもわかるように、規制を強化し
利用者を誘うとしても、消費者の賛同が得られなければ
何ら利益をあげれない事は明らかです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (37)について

フェアユース規定の導入を希望します。
どこどこの国にあるから取り入れる方がいいというわけではないけれど
現状、既得権益を持った企業に肩入れしている感が否めない。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開通】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (98) 及び (99) について

フェアユースに基づいた改正を希望します。
権利を強化するだけでなく、緩和するというやり方も摸索していただきたい。
文化的なものには「遊び」の要素も必要不可欠だと思います。
国家によって「わが国の宝」のように宣伝されている「アニメ」も
同人など現在の著作権法と相容れない文化がベースになっているという
現実を考慮していただきたい。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限開通】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

細目:(37) について
フェアユース規定の創設を強く希望いたします。iTUNESや、MSNによる
音楽配信サービスを1日でも早く始めて頂きたいからです。

4-231

4-232

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】

氏名
所属
住所
電話番号:
意見:(37)について

意見(37)に賛成します。
フェアユースが認められていない現行法では、権利濫用に対する制限がないため、国民に対していたずらに訴訟リスクを高めるとともに、著作物の適正利用による文化の発展を阻害しています。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限】」

御氏名及び御所属

御住所及びお電話番号

御意見
商業目的でない著作物の利用：放送の再送信は許諾無しで行えるようにすること。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4. 著作権等の制限関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (41) 及び (46) について

以下の理由によって、私的複製の範囲限定、私的録音補償金の対象拡大に反対する。

私的複製の制限により、ユーザーの利便が著しく損なわれており、実際に「もう新しい音楽を聞く事は無くなつた」「あえて新曲をチェックしようとは思わない」という声が多く聞かれる。ここに来て尚一層の規制強化をするなら、日本の音楽文化自体に破滅的な結果をもたらすであろう事は想像に難くない。

現在、日本は世界で最も厳しい規制を消費者に対して行っている。その一方ではApple社のiTunes Music Store等、新時代の音楽コンテンツに対しては異常とも思える消極的、閉鎖的な態度をとっており、「音楽鎖国」とまで揶揄されている始末である。文化を享受する側に厳しい規制を貸す以上、流通サービスも先進的、かつユーザ重視の形でなければならぬが、現実にはただ消費者を縛め付けるのみで、音楽文化の発展とは程遠いものとなっている。

このような状態で、さらにデータ用CD、HDD等のメディアにまで補償金を化すというのは馬鹿げており、到底容認できるものではない。主に二つの理由により、この制度の導入を完全に却下したい。

1. 音楽用途であることが明確でない
音楽以外の用途が主であるデータ用CD等に先掛けて課金するのは、素朴に考えて違和感があるのは当然である。音楽以外の用途に使われている場合の返金制度等を確立するのは非現実的であるし、そもそも汎用の記憶媒体に特定用途の使用を前提とした補償金を求めるのが筋違いであろう。

2. データ用CD-R/RWなどが大量に音楽録音に使われているという主張への疑問。
日本レコード協会は昨秋、東京近郊の12~69歳 1200人を対象に、過去半年間に何枚のCD-R/RWに音楽をコピーしたかを聞き、1人当たり1,33枚と算出。
全国の人口当たりに直して年間約2億5800万枚のCD-R/RWに音楽がコピーされていると試算した。
この計算自体、根拠があいまいで、これを以て「音楽コピーの蔓延」というクリエイティブ正当化するのはいささか無理があるだろう。

当然アナログ録音の時代から音楽の複製は行われてきた。デジタルコピーの時代となった現在の私的録音補償金は、音質が劣化することなく無限に元音源のクローンを作成可能である為に導入された経緯がある。ならば本来CCCDの投入で見直されるべきであるのに、それをしてこず、今になつてよりいっそう厳しい措置を消費者に求めるというのは音楽業界の欺瞞としかとられない。

著作権管理の名のもとに消費者をがんじがらめにし、既得の権益を「保護」することよりも、誰もが納得する音楽文化の構築、保護に努めるのが業界の義務ではないか。

以上。

4-235

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【4関連】

1. 氏名・所属
[REDACTED]

2. 住所・電話番号
[REDACTED]
TEL. [REDACTED]

3. 意見
(37)

フェアユース規定の盛り込みに賛成します。
過剰な保護と権利の濫用から消費者・利用者を守り、
情報化社会における円滑な情報流通を確保するためには、
最低限必要な規定となると信じます。

(38) ~ (40)
同様の理由により、上記提言に賛成します。

(41) ~ (45)
そして、この様な権利の強化に反対します。
消費者の私的利用権は、現時点で十分に制限され、また侵害されています。
もし強化するのであれば、悪意や不当性の舉証責任が、
権利者にあることを明記するべきであると考えます。
そうでなければ、情報・コンテンツのロコモ・私的人間関係を介した交換なら、
安心して行えなくなります。
また、補償金制度に関しては、関係ない利用者から金を取り立て、
(私が会合の録音に使うMDに、何故補償金がかかるのでしょうか?
友人の所有するHDDには、音楽など1byteたりとも保存されていません)
正当な分配も不可能であるという、本質的に間違ったシステムであり、
対象の拡大などもってのほかであると考えます。

4-236

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (46) (50) について

携帯電話の着信メロディーの配信における著作権使用料みたいに、私的録音録画補償金を非常に高額に設定し、コンテンツ事業者以外の個人・団体が自分で創った著作物を複製・流布出来ない状態にする事を可能にする(46)。私的録音録画補償金の外付けのCD-R/RWドライブ、データ対象機器等の見直し(パソコン内蔵あるいは外付けのCD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体やハードディスク内蔵型ポータブルオーディオプレーヤー等の追加)及び(50)スキャナーやスキャニング機能を備えたデジタル機器について、補償金を受ける権利を出版者に付与する。に反対します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

1. 氏名及び所属 [REDACTED]

2. 住所及び電話番号 [REDACTED]

3. 意見

(37) について

賛成です。

作品は突然変異でそれだけが現れるのではなく、過去の遺産の上にあります。

今、著作権者の立場にいる者は、過去の遺産の影響を受け、利用してその立場に立ったのです。

自分たちはそのようにしておきながら、これからその立場に立つ可能性を持つ者にはそれを許さないというのでは、とても公平、公正とはいえません。

フェアユースの規定がないままに著作権者の権利が強化されなければ、知財立国、一億総クリエーター、給ユーザーどころではなく、日本文化は衰退するのみです。

(41) について

反対です。

欧米では爆発的に普及しているiTMSのサービスが、利用者にとっては便利であるが、レコード会社にとっては認められないものであるため(著作権保護が緩やか)、日本では行えない状態のままです。

それなのに「相当な額の補償金」については諸外国の実情を踏まえて整備するのですが、身勝手な言い分だと思います。

(46) (47) について

反対です。

この12年間で、暗号や電子技術で録音、録画を管理できるようになっています。

そうした技術で保護しておきながら、CD-R/RW等のディスクやパソコンからも補償金を取るというのは、矛盾していると思います。

CD-R/RW等のディスクやパソコンは、著作権で保護されている作品を録音、録画するためだけに使われているではありません。

(49) について

賛成です。

(46) (47) は (49) をやればいいのです。

(98) (99) について

賛成です。

個人的に、または家庭内においてという極めて限られた範囲での改变なら著作者の「意に反して」という理由で禁止されるというのは、あまりにも形式的過ぎるし、厳しすぎるのでないでしょうか。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

細目(37)について
●豊かな文化はお互いに寛容だから育まれたのです。（ヨーヨー・マ）

著作権とは著作者の権利のことを指す。
同様に受け手として文化を享受する者にも権利が存在する。
これらは金銭によって取引される物ではない。文化は通貨でもなければ株券でもない。
音楽も映画も書籍もなくても人は生きていく。文化はそこをはき違えてはいけない。若者の服装の流行も文化になりうる。日本語の変化も文化になりうる。著作権などなきところから様々な文化が生まれているのだ。

文化は人間の余裕が生み出す感情の動きによって創られる。最も人間的な無駄にとって生み出されているのである。人間が人間である所以がそこには存在する。

自分で購入した音楽ソフトの中に感動した曲があったから友人に聴かせたい。より多くの人に聴いて欲しい。

こういった行為を妨げることは惡法11条、基本的人権の尊重に反する行為である。
著作物を経済の源としている者は自作物の過剰な保護は長期的に何ら収益につながらないことを理解するべきであろう。厳密な著作者とは異なる権利者が芦高に権利を主張することは文化破壊につながる恥ずべき行為である。

文化を保護する者は貨幣流通の流れの中に文化を流し入れることは全くの保護につながらないことを知るべきである。文化を冠にした国家の機関が文化を産業として捉えることも恥ずべき行為である。

また、背景に金銭の動きがない著作物でも、それが著作権のある著作物であるという認識を国民に広めることこそ文化庁を始めとする行政の役割であると認識している。

著作権とは金銭授受のことではない。

誰のための文化か。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【4. 開連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1: [REDACTED]
2: [REDACTED]
3: (41)及び(46)について

私的使用のための複製をさらに狹めるようなことには反対します。